別紙１

環境学習動画教材制作業務仕様書

１　業務名

環境学習動画教材制作業務

２　業務履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

３　業務の目的

本業務は、市内小学校における環境学習の充実を図るため、市内企業が実施する環境配慮の取組を題材として、学校の授業等で活用できる環境学習動画教材を制作するものである。

本教材は、企業の取組を通じて環境問題と児童の身近な生活とのつながりへの理解を深めるとともに、児童が自ら考え、環境配慮行動を実践するきっかけを創出することを目的とする。

また、単独の動画教材としてだけでなく、総合的な学習の時間等における導入・学習・振り返りの各場面で活用できるものとし、学校現場における継続的な環境学習の推進を図る。

４　教材制作の基本方針

（１）題材企業及び学習テーマ

題材企業、主な学習テーマ及び対象となる環境配慮の取組については、別紙１－１「制作対象及び教材構成」に定める。

（２）制作方針

ア　題材企業の環境配慮の取組を通じて、環境問題と児童の身近な生活とのつながりを学ぶ教材とすること。

イ　企業紹介を主目的とせず、児童の興味・関心を引き出し、環境問題について自ら考え、環境配慮行動の実践につながる内容とすること。

ウ　別紙１－１に定める対象学年の児童の発達段階を考慮し、専門的な内容についても分かりやすく理解できる構成及び映像表現とすること。

エ　学校の授業での活用を前提とし、教材パッケージとしての利用に加え、各動画を単独で利用できる構成とすること。

（３）協力校

本業務において、教材制作に関する意見聴取等に協力する学校を「協力校」という。協力校については、市が別途指定する。

５　業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

（１）企画・構成

ア　本業務の目的及び教材制作の基本方針を踏まえ、動画教材全体の企画・構成案を作成すること。

イ　各動画の学習目的及び内容を明確にし、教材全体として一貫性のある構成とすること。

ウ　各動画の構成案、シナリオ及び必要に応じて絵コンテ等を作成し、市の確認を受けること。

エ　具体的なストーリー、映像表現及び演出方法等については、受託者の創意工夫を生かした提案を基本とすること。

（２）取材・撮影

ア　題材企業の事業所等において、動画制作に必要な取材及び撮影を実施すること。

イ　撮影に当たっては、市及び題材企業と事前に協議し、撮影場所、撮影内容、日程等を調整すること。

ウ　題材企業の設備、作業状況及び環境配慮の取組等について、教材の内容に応じて必要な映像を撮影すること。

エ　撮影に必要な機材、照明、音声収録機材等は、受託者において準備すること。

オ　撮影に当たっては、題材企業の業務に支障を生じさせないよう配慮するとともに、安全管理及び個人情報の保護に十分留意すること。

（３）動画制作・編集

ア　撮影した映像等を用いて、児童が理解しやすい動画教材を制作すること。

イ　必要に応じて、テロップ、図解、イラスト、写真、アニメーション、BGM、効果音及びナレーション等を活用すること。

ウ　専門用語等については、児童の発達段階に応じた分かりやすい説明を行うこと。

（４）教材活用提案資料の作成

ア　制作した動画教材について、学校の授業等での活用方法を整理した資料を作成すること。

イ　資料には、各動画の学習目的、主な学習内容、想定する活用場面及び児童への問いかけ例等を記載すること。

ウ　資料は、教員が授業で活用しやすい簡潔な構成とし、Ａ４判数ページ程度を基本とすること。

（５）協議・調整

ア　受託者は、市と十分な協議を行いながら業務を進めること。
イ　題材企業への取材・撮影等については、契約締結後、市と連携して調整すること。
ウ　企画・構成案、シナリオ及び編集途中の動画について、市及び題材企業等による確認の機会を設け、必要な意見を制作内容に反映すること。
エ　協力校の意見は、市を通じて確認することを基本とし、必要に応じて協議に参加すること。
オ　業務の進捗状況について、適宜、市に報告すること。

6　教材パッケージ構成

（1）基本構成

動画教材は、１テーマにつき「導入」、「企業の取組」、「まとめ」の３本構成を基本とする。

（2）各動画の役割

ア　導入動画

児童の興味・関心を喚起し、学習課題を提示する動画とすること。

イ　企業の取組動画

題材企業の環境配慮の取組を通じて、環境問題との関係を学ぶ動画とすること。

ウ　まとめ動画

学習内容を整理し、児童が身近な環境配慮行動について考える動画とすること。

（3）制作内容

制作テーマ、動画本数、動画時間及び各動画の具体的な内容については、別紙１－１「制作対象及び教材構成」に定める。

（4）構成及び演出

具体的な構成及び演出については、受託者の提案を踏まえ、市と協議の上、決定する。

7　動画仕様

制作する動画教材の仕様は、以下のとおりとする。

項目	仕様
動画本数・時間	別紙１－１「制作対象及び教材構成」に定めるとおり
動画形式	MP4 形式
画面比率	16：9（横型）

解像度	フル HD（1920×1080 ピクセル）以上
映像・音声	学校の授業での視聴を想定し、明瞭な映像及び音声とすること。
編集	テロップ、図解、写真、イラスト、BGM 等を必要に応じて挿入すること。
ナレーション	必要に応じて実施するものとし、具体的な方法は提案による。
その他	学校のパソコンやプロジェクター等で円滑に再生できる汎用的な形式とすること。

8　教材の活用方法

制作する動画教材は、次の活用方法を想定する。

（1）教材パッケージとしての活用

①導入動画

↓

学習課題の設定

↓

②企業の取組動画

↓

調査・考察等の学習活動

↓

③まとめ動画

↓

振り返り・行動の検討

（2）単独教材としての活用

- 導入動画のみの使用
- 企業の取組動画のみの使用
- まとめ動画のみの使用

など、既存の授業への組込みも想定する。

9　スケジュール（目安）

工程	主な内容
契約締結後	業務実施計画書の提出、企画・構成案の作成
企画・構成段階	市及び協力校との協議、シナリオ等の確認
撮影段階	題材企業との調整、取材・撮影
編集段階	動画編集、市、協力校及び題材企業による確認・修正

令和９年３月	成果品の最終確認・納品

※具体的な工程及びスケジュールについては、受託者の提案を踏まえ、市と協議の上、決定する。

１０　成果品

受託者は、次の成果品を電子データにより提出すること。

（１）動画データ（MP4 形式）　別紙１－１「制作対象及び教材構成」に定める本数

（２）動画教材の授業活用等に必要な静止画データ
（主要な写真、図表、イラスト等）

（３）教材活用提案資料（PDF 形式及び編集可能な電子データ）

（４）その他、市と協議の上、必要と認める資料

※納品方法については、市と協議の上、決定する。

１１　成果品の確認及び修正

（１）受託者は、成果品の納品前に、市の最終確認を受けること。

（２）受託者は、最終確認において市から修正の指示があった場合は、必要な修正を行うこと。

（３）成果品に誤り、不備等が認められた場合は、受託者の責任において修正すること。

１２　著作権等

（１）本業務により制作した動画、静止画その他の成果品（以下「成果品」という。）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、第三者が権利を有するものを除き、成果品の納品時に受託者から市に無償で譲渡するものとする。

（２）市は、成果品について、学校の授業その他の教育活動、市の広報及び環境教育の普及啓発等のため、期間及び回数の制限なく、複製、配布、公衆送信、編集、加工その他必要な利用を行うことができるものとする。また、市が認める第三者にこれらの利用を行わせることができるものとする。

（３）受託者は、成果品について、市及び市が認める第三者に対して著作者人格権を行使しないものとし、受託者以外の著作者が存在する場合は、当該著作者にも著作者人格権を行使させないために必要な措置を講じるものとする。

（４）受託者は、成果品に第三者が権利を有する映像、写真、イラスト、音楽その他の素材を使用する場合は、事前に必要な使用許諾を得るものとする。この場合、市及び市が認める第三者による継続的な利用、複製、配布、公衆送信、編集及び加工等に支障が生じないよう、必要な権利処理を行うものとし、

これに要する費用は受託者の負担とする。

（５）受託者は、題材企業の名称、ロゴ、施設、設備及び従業員等の映像並びにその他の人物の肖像について、成果品の利用目的及び利用範囲を踏まえ、必要な使用許諾を得るものとする。なお、許諾に条件又は制限がある場合は、事前に市と協議すること。

（６）受託者は、成果品が第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。成果品に関して第三者との間に権利侵害に係る紛争が生じた場合は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任及び費用負担において解決するものとする。

（７）受託者は、成果品に含まれる素材のうち、利用条件又は制限があるものについて、その内容を整理し、成果品の納品時に市へ報告するものとする。

１３　その他

（１）受託者は、本業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに業務内容、工程及び実施体制等を示した業務実施計画書を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、業務実施計画書の書式は任意とする。

（２）個人情報取扱特記事項（別紙①）を遵守すること。

（３）しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項（別紙②）を遵守すること。

（４）下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項（別紙③）を遵守すること。

（５）受託者は、業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、題材企業の機密情報の保護に十分留意すること。

（６）本業務に必要な経費は、原則として全て契約金額に含むものとする。

（７）本仕様書に定めのない事項及び業務の遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

別紙１－１

制作対象及び教材構成
（令和８年度）

項目	内容
制作テーマ数	１テーマ
題材企業	株式会社ハニードライ
主な学習テーマ	地球温暖化対策
主な対象学年	小学校４年生～６年生
関連する取組	省エネルギー、燃料使用量の削減、洗浄液の再生・循環利用等
主な撮影場所	株式会社ハニードライの事業所等
動画構成	導入動画／企業の取組動画／まとめ動画
動画本数	３本
動画時間	各３～５分程度を基本とし、時間配分は提案による。

※各取組については、地球温暖化対策や資源の有効活用等との関係を整理し、児童に分かりやすく伝えること。

各動画の内容例

（１）導入動画

身近な衣服と環境のつながり、クリーニングと地球温暖化の関係

（２）企業の取組動画

クリーニング工程でのエネルギー利用、省エネルギー、洗浄液の再生・循環利用等

（３）まとめ動画

企業の工夫を振り返り、学校や家庭の「もったいない」を探し、できる行動を考える

※内容例は方向性を示すものであり、具体的な構成・演出は受託者の提案を踏まえ、市と協議して決定する。

別紙①

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４　受託者は、下関市の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受託者は、下関市の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第７　受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、下関市の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第８　受託者は、この契約による業務を処理するために下関市から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに下関市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、下関市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第９　受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに下関市に報告し、下関市の指示に従うものとする。

別紙②

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1　環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2　事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3　苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4　配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

(1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
(2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
(3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
(4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
(5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
(6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
(7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
(8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙③

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第３条　下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。